

第2章 保安設備

2-1 保安設備の設置目的

道路に関する工事の施工に際しては、公衆が誤って作業場に立ち入ることのないよう、固定さく又は、これに類する工作物を設置すると共に、工事による一般交通への危険及び渋滞の防止、歩行者の安全等を図るため、道路管理者及び所轄警察署の指示するところに従い、各保安設備をその目的（表1『保安設備設置目的』参照）に応じて適切に設置しなければならない。

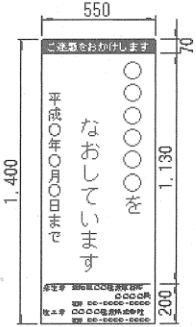
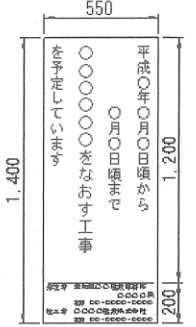
表1『保安設備設置目的』

番号	区 分	名 称	規 格	記 号	交通の誘導	立入防止	場所の明示予告	交通指導	工事情報の提供
(1)	標 示 板	工事中看板		⑥					○
(2)		工事予告看板		⑬					○
(3)		工事説明看板		⑰					○
(4)		工事情報看板		⑱					○
(5)		まわり道案内板		⑲	○				
(6)		まわり道予告板		⑳	○				
(7)		片側交互通行		⑮	○			○	
(8)		工事区間終り		⑭			○		
(9)		電光表示板		⑪	○		○	○	
(10)		工事内容		㉑					○
(11)		矢印板			○		○	○	
(12)	道 路 標 識	まわり道	案内標識 (120-A)	㉒	○				
(13)		道路工事中	警戒標識 (213)	①			○		
(14)		工事予告①	補助標識 (501)	㉓			○		
(15)		工事予告②	補助標識 (501)	㉔			○		
(16)		車線数減少	警戒標識 (211)	②			○		
(17)		二方向交通	警戒標識 (212-2)	③			○		
(18)		徐行	規制標識 (329)	⑤				○	
(19)		指定方向外進行禁止	規制標識 (311-F)	④	○			○	
(20)	移動柵	バリケード	A型バリケード*			○	○		
(21)	固定柵	パネルフェンス				○	○		
(22)		カラーコーン		○	○		○		
(23)		歩道柵				○	○		
(24)	保 安 灯	赤色灯		⑩	○	○	○		
(25)		すずらん灯		㉕	○	○	○		
(26)		回転灯		⑩			○		
(27)		休工中ステッカー		㉖					○
(28)		設置者ステッカー		㉗					○
参①	参 考	標示板(片側交互通行)		㉘					
参②		標示板(工事区間終り)		㉙					
参③		標示板(段差注意)		③①			○		
参④		標示板(段差予告)		③②			○		
参⑤		標示板(停止位置)		③③			○		
参⑥		標示板(道路工事中)		③④			○		
参⑦		標示板(工事予告)		③⑤			○		
参⑧		標示板(車線数減少)		③⑥	○		○		
参⑨		標示板(徐行)		③⑦					
参⑩		標示板(迂回路)		③⑧					
—	そ の 他	工事用照明灯					○		
—		交通誘導員			○			○	
—		作業車				○			

保安設備標準様式図 (1 / 17)

番 号	(1)	(2)
区 分	標示板	標示板
名 称	工事中看板	工事予告看板
様 式 および 標準寸法 (単位mm)		
特記事項	設置位置	・工事区間の起終点に設置する。 ・車線規制を行う場合は、規制区間の起終点にも設置する。 ・ドライバー等の視認性を考慮した箇所に、歩行者等の支障にならないように設置する。(補足②参照)。
	設置期間	・道路工事開始から道路工事終了までの間設置する。 ・占用工事等では、仮復旧と本復旧でそれぞれの工事期間毎に設置する。
	規格色彩等	・「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「舗装修繕工事」等の工事種別は、青地に白抜き文字とする。 ・「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間は青色文字とする。 ・工事種別、工事内容については、補足①を参考に記載する。 ・その他の文字及び線は白地に黒色とする。 ・縁の余白は2 cm、縁線の太さは1 cm、区画線の太さは0.5 cmとする。 ・高輝度反射式または同等以上のものとする。
	摘要	・工事中看板を利用して、ステッカー等で標示しても良い。 ・工事開始時に速やかに撤去又はステッカー等を取外すこと。
記 号	⑥	⑯

保安設備標準様式図 (2 /17)

番 号	(3)	(4)
区 分	標示板	標示板
名 称	工事説明看板	工事情報看板
様 式 および 標準寸法 (単位mm)		
特記事項	設置位置	・実施されている道路工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、工事情報看板に代えて、歩道に設置する。 ・ドライバーから看板内容が見えないよう、歩道側に向けて設置する（補足②参照）。
	設置期間	・予定されている道路工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、歩道に設置する。 ・ドライバーから看板内容が見えないよう、歩道側に向けて設置する（補足②参照）。
	規格色彩等	・道路工事開始から道路工事終了までの間設置する。 ・道路工事を開始する1週間以上前から道路工事を開始するまでの間設置する
	摘要	・色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については青地に白抜き文字とする。 ・「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容については青色文字とする。 ・工事内容については、補足①を参考に記載する。 ・その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
記 号	⑰	⑱

保安設備標準様式図 (3 /17)

番 号		(5)	(6)
区 分		標示板	標示板
名 称		まわり道案内板	まわり道予告板
様 式 および 標準寸法 (単位mm)			
特記事項	設置位置	工事のため迂回路を設ける場合に、当該迂回路を必要とする時間中、迂回路の入口に迂回路の地図等を標示する標示板を設置する。	工事のため迂回路を設ける場合に、迂回路情報をドライバーに提供するため、迂回路の入口に迂回路の地図等を標示した標示板を設置する。
	設置期間	通行止め開始から終了までの間設置する。	通行止めを開始する1週間以上前から開始までの間設置する。
	規格色彩等	- 矢印は、赤色とする。 - その他の文字、及び、記号は、白地に青色文字とする。 - 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cmとする。	「工事予告 〇月〇日から」については、赤色文字とし、その他の文字等についてはまわり道案内板と同じとする。
	摘要	交差点の状況によっては、迂回路の入口の他、交差点の手前等に複数枚設置すること。	- まわり道案内板を利用して、ステッカー等で標示しても良い。 - 通行止め開始時に速やかに撤去又はステッカー等を取外すこと。
記 号		①9	②0

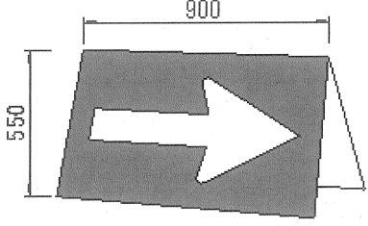
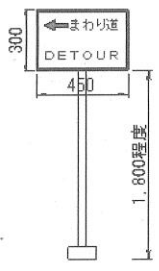
保安設備標準様式図 (4 /17)

番 号		(7)	(8)
区 分		標示板	標示板
名 称		片側交互通行	工事区間終り
様 式 および 標準寸法 (単位:mm)			
特記事項	設置位置	片側交互通行箇所の手前50m地点に設置する。	工事区間の終点に設置する。
	設置期間	片側交互通行開始から終了までの間設置する。	道路工事開始から道路工事終了までの間設置する。
	規格色彩等	- 文字および縁線は白色スコッチライト、地色は青色とする。 - 一字の大きさは150mmとし、字体はゴシック体とする	- 文字および縁線は白色スコッチライト、地色は青色とする。 - 一字の大きさは150mmとし、字体はゴシック体とする
	摘要	- 夜間、休日等で片側交互通行を実施していない場合は、撤去又は休工中ステッカーを貼ることとする。 - 上記様式のものに代えて、参①の標示板を設置しても良い。	上記様式のものに代えて、参②の標示板を設置しても良い。
記 号		⑮	⑭

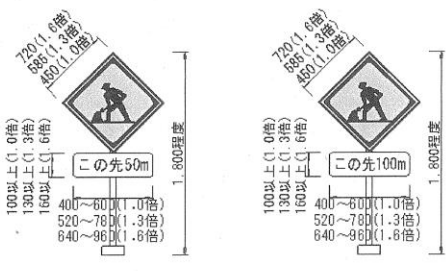
保安設備標準様式図 (5 /17)

番 号	(9)	(10)
区 分	標示板	標示板
名 称	電光表示板	工事内容
様 式 および 標準寸法 (単位mm)		
特記事項	設置位置	・路面清掃等の作業車に、後続車両へ作業用内容を提供するために設置する。
	設置期間	・作業開始から作業終了までの間設置する。
	規格 色彩 等	・字体は、ゴシック体とし、文字及び縁線は白色スコッチライト、地色は青色とする。
	摘要	
記 号	⑪	⑫

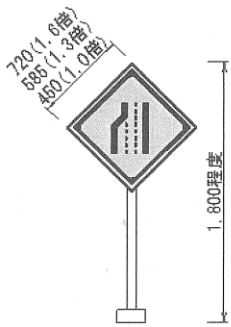
保安設備標準様式図 (6 /17)

番 号		(11)	(12)
区 分		標示板	道路標識
名 称		矢印板	まわり道
様 式 および 標準寸法 (単位mm)			案内標識 (120-A) 
特記事項	設置位置	・工事区間の起点等、交通流に直面する箇所に必要に応じて、設置する。 ・交通流の安全な誘導を促すために用いる。(補足③参照)	・まわり道の途中の交差点手前10m(予告)及び、後方10m(確認)に設置する。 ・但し、迷い込む恐れのない小分岐は除く。 ・標示板の設置向きは、車両進行方向に対して予告は直角、確認は40度の角度とする。
	設置期間		・通行止め開始から終了までの間設置する。
	規格 色彩 等		
	摘要		
記 号			(22)

保安設備標準様式図 (7 / 17)

番 号		(13)	(14)
区 分		道路標識	道路標識
名 称		道路工事中	工事予告①
様 式 および 標準寸法 (単位mm)		警戒標識 (2 1 3) 	補助標識 (5 0 1) 
特記事項	設置位置	・工事中または作業中である区間の両面における左側の路端に設置する。	・工事中または作業中である区間の手前50m地点、100m地点に設置する。
	設置期間	・工事または作業開始から終了までの間設置する。	・工事または作業開始から終了までの間設置する。
	規格色彩等	・拡大率は、1倍または1.3倍を標準とする。 ・但し、場所によっては1.6倍を用いることができるものとする。	・拡大率は、本標識と同一とする。
	摘要	・夜間、休日等で工事を実施しておらず、路面に段差等がなく、バリケード、カラーコーン等の保安設備を設置していない場合は、撤去又は覆い等を行うものとする。 ・日によって工事区間が移動する場合は、その都度工事区間に合わせて、設置するものとする。 ・上記様式のものに代えて、参⑥を設置しても良い。	・夜間、休日等で工事を実施しておらず、路面に段差等がなく、バリケード、カラーコーン等の保安設備を設置していない場合は、撤去又は覆い等を行うものとする。 ・日によって工事区間が移動する場合は、その都度工事区間に合わせて、設置するものとする。 ・上記様式のものに代えて、参⑦を設置しても良い。 ・なお、参考図を用いる場合は、撤去又は覆い等に代えて、休工中ステッカーを貼ることができる。
記 号		①	②③

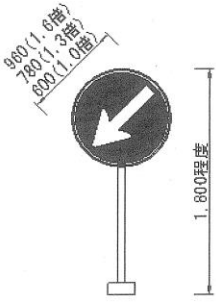
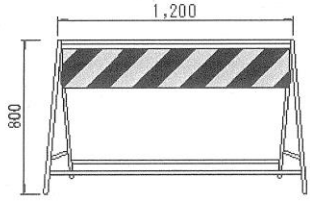
保安設備標準様式図 (8 /17)

番 号		(15)	(16)
区 分		道路標識	道路標識
名 称		工事予告②	車線数減少
様 式 および 標準寸法 (単位mm)	補助標識 (5 0 1)		警戒標識 (2 1 1)
			
	設置位置	・ 現地の交通量、渋滞長を考慮のうえ、必要に応じて200m～1kmの間に適宜設置するものとする。 ・ 渋滞端部、及び、渋滞端部手前の分岐路の交差点位置を勘案し、設置するものとする。	・ 車線数減少箇所の手前50mから200mまでの地点に設置する。
	設置期間	・ 当日の工事または作業開始から終了までの間設置する。	・ 車線規制開始から終了までの間設置する。
	規格色彩等	・ 拡大率は、本標識と同一とする。	・ 拡大率は、1倍または1.3倍を標準とする。 ・ 但し、場所によっては1.6倍を用いることができるものとする。
特記事項		・ 夜間、休日等で工事を実施していない場合は、撤去又は覆い等を行うものとする。 ・ 日によって工事区間が移動する場合は、その都度工事区間に合わせて、設置するものとする。 ・ 上記様式のものに代えて、参⑦を設置しても良い。 ・ なお、参考図を用いる場合は、撤去又は覆い等に代えて、休工中ステッカーを貼ることができる。	・ 夜間、休日等で車線規制を行っていない場合は、撤去又は覆い等を行うものとする。 ・ 日によって工事区間が移動する場合は、その都度工事区間に合わせて、設置するものとする。 ・ 上記様式のものに代えて、参⑧を設置しても良い。 ・ なお、参考図を用いる場合は、撤去又は覆い等に代えて、休工中ステッカーを貼ることができる。
記 号		②4	②

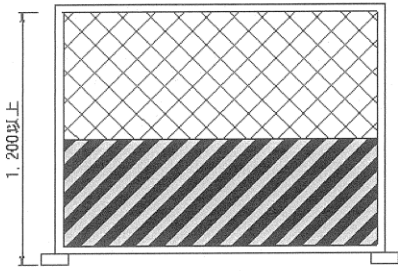
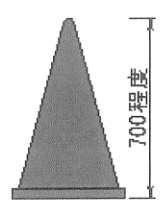
保安設備標準様式図 (9 /17)

番 号	(17)	(18)
区 分	道路標識	道路標識
名 称	二方向交通	徐行
様 式 および 標準寸法 (単位mm)	警戒標識 (2 1 2 の 2)	規制標識 (3 2 9)
特記事項	設置位置	対向線車が分離されている道路から非分離の道路となる手前50mから200mまでの地点に設置する。
	設置期間	対面通行開始から終了までの間設置する。
	規格色彩等	- 拡大率は、1倍または1.3倍を標準とする。 - 但し、場所によっては1.6倍を用いることができるものとする。
	摘要	- 夜間、休日等で工事を実施しておらず、徐行を必要としない場合は、撤去又は覆い等を行うものとする。 - 日によって工事区間が移動する場合は、その都度工事区間に合わせて、設置するものとする。
記 号	③	⑤

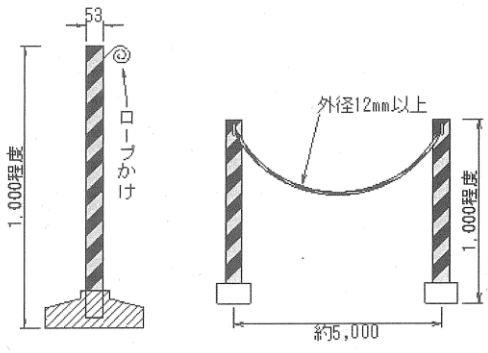
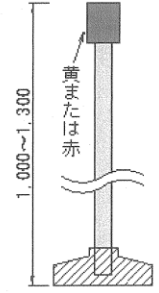
保安設備標準様式図 (10 /17)

番 号		(19)	(20)
区 分		道路標識	移動柵
名 称		指定方向外進行禁止	バリケード
様 式 および 標準寸法 (単位mm)		規制標識 (3 1 1 - F) 	
特記事項	設置位置	・車両の進行を禁止する場所の前面に設置する。	・工事の作業区域を周囲から明確に区分するため、作業区域を囲むように設置する。 ・ただし、作業区域が植栽、ガードレール等によって明確に区分されている場合は設置を省略できる。 ・なお、交通流と対面する箇所に設置する場合は、15度～30度の角度ですりつけ区間を設ける。(補足③参照)
	設置期間	・車線規制開始から終了までの間設置する。	
	規格色彩等	・拡大率は、1倍または1.3倍を標準とする。 ・但し、場所によっては1.6倍を用いることができるものとする。	・横板部は黄色と黒で交互に斜縞に彩色し、各縞の幅は10～15cm、水平との角度は45度を標準とする。 ・高さ0.8m以上1m以下、長さ1m以上1.5m以下。 ・支柱上端に幅15cm程度の横板を取り付けたものとする。
	摘要		・歩行者及び自転車がバリケードに沿って通行する部分の設置に当たっては、バリケードの間隔をあけないようにし、又はバリケードの間に安全ロープ等を張ってすき間のないよう措置しなければならない。
記 号		④	⌋ ⌋

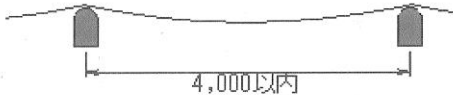
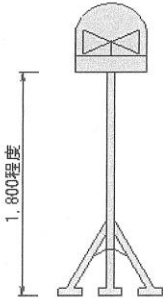
保安設備標準様式図 (11 /17)

番 号	(21)	(22)
区 分	固定柵	カラーコーン
名 称	パネルフェンス	
様 式 および 標準寸法 (単位mm)		
特記事項	設置位置	・ 長期にわたり作業区域を設定する場合、大型作業機械を使用する場合、掘削深が深い場合掘削土砂が区域外に飛散する等、歩行者に迷惑をかける恐れのある場合、その他、特に必要と認める場合に際して用いる。 ・ 設置する際はパネルフェンスの間隔を開けないようにする。 ・ なお、交通流と対面する箇所に設置する場合は、15度～30度の角度ですりつけ区間を設ける。
	設置期間	
	規格色彩等	・ 高さ1.2m以上とする。 ・ 通行者（自動車を含む）の視界を妨げないようにする必要がある場合は、柵の上部を金網等で張り、見通しをよくするものとする。 ・ 柵部は黄色と黒で交互に斜縞に彩色（反射処理）し、各縞の幅は10～15cm、水平との角度は45度を標準とする。 ・ 柵の2/3以下の部分に黄色又は白色に彩色した箇所を設け工事名、起業者名、施工者名、公衆への注意事項等を記入してもよい。
	摘要	
記 号		

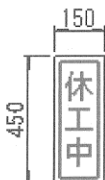
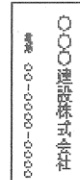
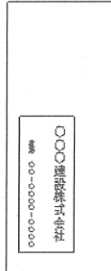
保安設備標準様式図 (12 /17)

番 号		(23)	(24)
区 分		歩道柵	保安灯
名 称			赤色灯
様 式 および 標準寸法 (単位mm)			
特記事項	設置位置	- 歩行者の通路に面する箇所（歩道部等）に使用し、設置に際しては連続させる。 - 歩道ロープに代え、バリケード、パネルフェンスの設置も可。	- 工事の作業区域を周囲から明確に区分するため、作業区域を囲むように、バリケード等と組合わせて設置する。（補足③参照） - 設置間隔は、交通流に対面する部分では2 m程度、その他の道路に面する部分では4 m以下とし、囲いの角の部分については特に留意して設置しなければならない。
	設置期間		
	規格色彩等	- 支柱及びロープは、黒黄の縞をほどこすものとする。 - 柱間隔は3～5 mとする。 - ロープの外径は12 mm以上とする。	夜間の視認距離150 m以上の効果をもつものとする。
	摘要	歩行者及び自転車が作業区域に沿って通行する箇所には、バリケードの間隔をあけないようにし、又はバリケードの間に安全ロープ等を張ってすき間の生じないよう措置するものとするが、作業区域が植栽等によって明確に区分されている場合等、現場の状況により、歩道柵に代える事ができる。	
記 号			

保安設備標準様式図 (13 /17)

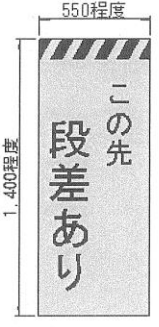
番 号		(25)	(26)
区 分		保安灯	保安灯
名 称		すずらん灯	回転灯
様 式 および 標準寸法 (単位mm)			
特記事項	設置位置	・工事箇所を明確に区分するために設置する。 ・路面から1 m程度の高さに、4 m以内の間隔で設置する。 ・工事箇所の隅角部の設置については特に注意して行うこと。	・工事区間の起点部に遠方から工事箇所を確認できるよう設置する。(補足③参照) ・電灯線が引けない箇所は、赤色灯1灯で可とする。
	設置期間		
	規格色彩等	・赤色灯の光度は夜間150 m前方より視認できるものとする。	・回転灯は黄色とし、光度は夜間200 m前方より視認できるものとする。
	摘要	・すずらん灯を用いる場合は、赤色灯を併用すること。	
記 号		②⑤	⑩

保安設備標準様式図 (14 /17)

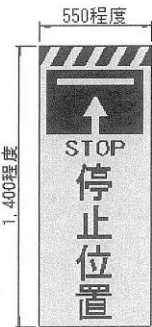
番 号		(27)	(28)
区 分		休工中ステッカー	設置者ステッカー
名 称			
様 式 および 標準寸法 (単位mm)		 	  
特記事項	設置位置	・夜間、休日等で工事を実施しておらず、必要としない標示板の前面に貼るものとする。 ・工事時間が記載されており、休工中である事が明確になっているものは不要とする。	・標示板、道路標識、移動柵、保安灯等の保安設備には、所有者を明確にするため、ドライバーから見えない箇所に、会社名・連絡先を記載するものとする。
	設置期間		
	規格色彩等	・文字および縁線は赤色、地色は白色とする。 ・一字の大きさは100mmとし、字体はゴシック体とする	・寸法及び色彩は任意とする。
	摘要	・工事中看板、工事予告看板、工事説明看板、工事情報看板、道路標識及び参考図に示す標示板の内、道路標識を含んでいるものに貼ってはならない。(補足④参照)	・参考図に示す標示板の場合は、表下部に記載しても良い。
記 号		②⑥	②⑦

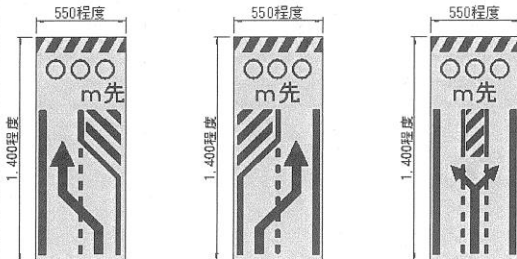
保安設備標準様式図 (15 /17)

番 号		参①	参②
区 分		参考	参考
名 称		標示板(片側交互通行)	標示板(工事区間終り)
様 式 および 標準寸法 (単位mm)			
特記事項	設置位置	・ (7) の「片側交互通行」に代えて、設置しても良い。 ・ 夜間、休日等で車線規制を行っていない場合は、撤去又は休工中ステッカーを貼ることとする。 ・ 規格・色彩等は任意とする。	・ (8) の「工事区間終り」に代えて、設置しても良い。 ・ 夜間、休日等で工事を実施しておらず、路面に段差等がなく、バリケード、カラーコーン等の保安設備を設置していない場合は、撤去又は休工中ステッカーを貼ることとする。 ・ 規格・色彩等は任意とする。
記 号		⑳	㉑

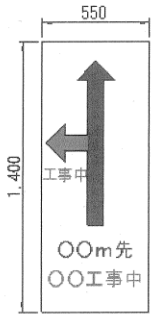
番 号		参③	参④
区 分		参考	参考
名 称		標示板(段差注意)	標示板(段差予告)
様 式 および 標準寸法 (単位mm)			
特記事項	設置位置	・ 現場の状況により、車両の運転上注意の必要があると認められる箇所に適宜設置する。 ・ 車両の運転上注意の必要がある期間設置する。 ・ 規格・色彩等は任意とする。	・ 現場の状況により、車両の運転上注意の必要があると認められる箇所から手前50mに設置する。 ・ 車両の運転上注意の必要がある期間設置する。 ・ 規格・色彩等は任意とする。
記 号		㉒	㉓

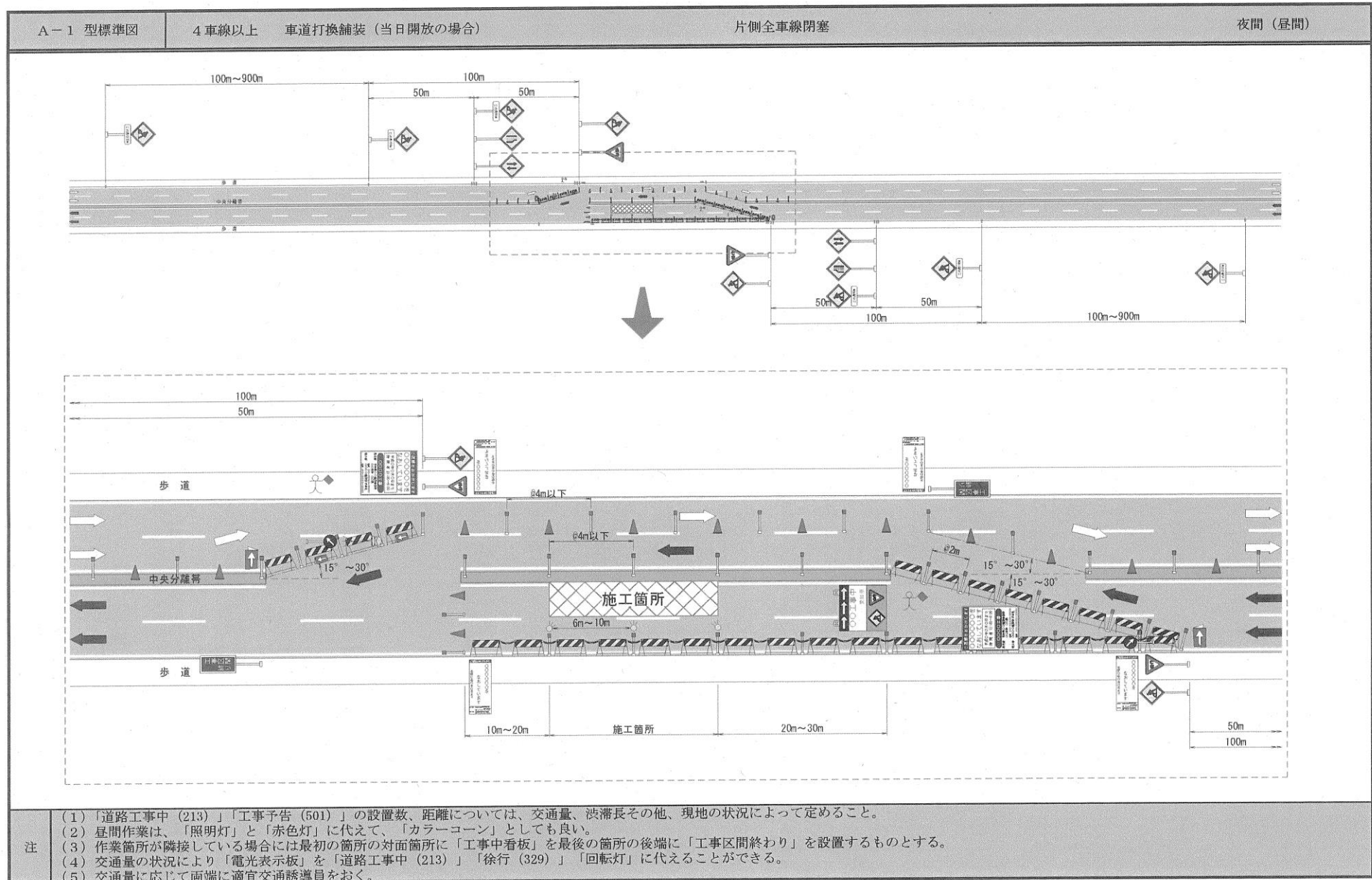
保安設備標準様式図 (16 /17)

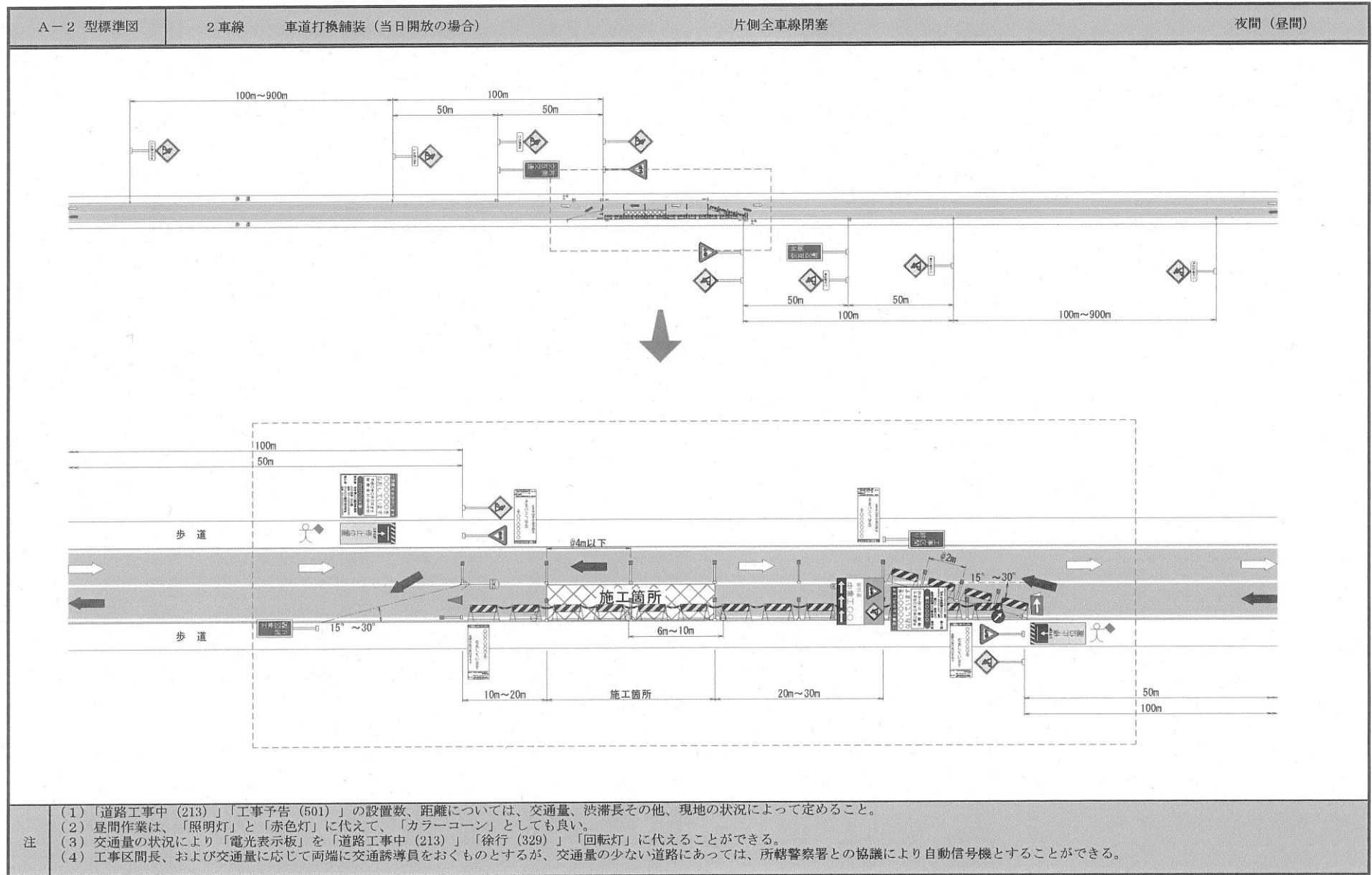
番 号		参⑤	参⑥
区 分		参考	参考
名 称		標示板(停止位置)	標示板(道路工事中)
様 式 および 標準寸法 (単位mm)			
特記事項	設置位置	・現場の状況により、一時停止を必要とする箇所（片側交互通行車等）に適宜設置する。 ・一時停止を必要とする期間設置する。 ・夜間、休日等で車線規制を行っていない場合は、撤去又は休工中ステッカーを貼ることとする。 ・規格・色彩等は任意とする。	・（13）の「道路工事中（213）」に代えて、設置しても良い。 ・夜間、休日等で工事を実施しておらず、路面に段差等がなく、バリケード、カラーコーン等の保安設備を設置していない場合は、撤去又は覆い等を行うものとする。 ・規格・色彩等は任意とする。
	記 号	③②	③③

番 号		参⑦	参⑧
区 分		参考	参考
名 称		標示板(工事予告)	標示板(車線数減少)
様 式 および 標準寸法 (単位mm)			
特記事項	設置位置	・（14）及び（15）の「工事予告(213)(501)」に代えて、設置しても良い。 ・夜間、休日等で工事を実施しておらず、路面に段差等がなく、バリケード、カラーコーン等の保安設備を設置していない場合は、撤去又は休工中ステッカーを貼ることとする。 ・規格・色彩等は任意とする。	・（16）の「車線数減少（211）」に代えて、設置しても良い。 ・夜間、休日等で車線規制を行っていない場合は、撤去又は休工中ステッカーを貼ることとする。 ・規格・色彩等は任意とする。
	記 号	③④	③⑤

保安設備標準様式図 (17 /17)

番 号		参⑨	参⑩
区 分		参考	参考
名 称		標示板(徐行)	標示板(迂回路)
様 式 および 標準寸法 (単位mm)			
特記事項	設置位置	・ (18) の「徐行 (329)」に代えて、設置しても良い。 ・ 夜間、休日等で工事を実施しておらず、路面に段差等がなく、バリケード、カラーコーン等の保安設備を設置していない場合は、撤去又は覆い等を行うものとする。 ・ 規格・色彩等は任意とする。	・ 夜間、休日等で工事を実施しておらず、路面に段差等がなく、バリケード、カラーコーン等の保安設備を設置していない場合は、撤去又は休工中ステッカーを貼ることとする。 ・ 規格・色彩等は任意とする。
記 号		③⑥	③⑦
番 号		-	-
区 分			
名 称			
様 式 および 標準寸法 (単位mm)			
特記事項	設置位置		
記 号			



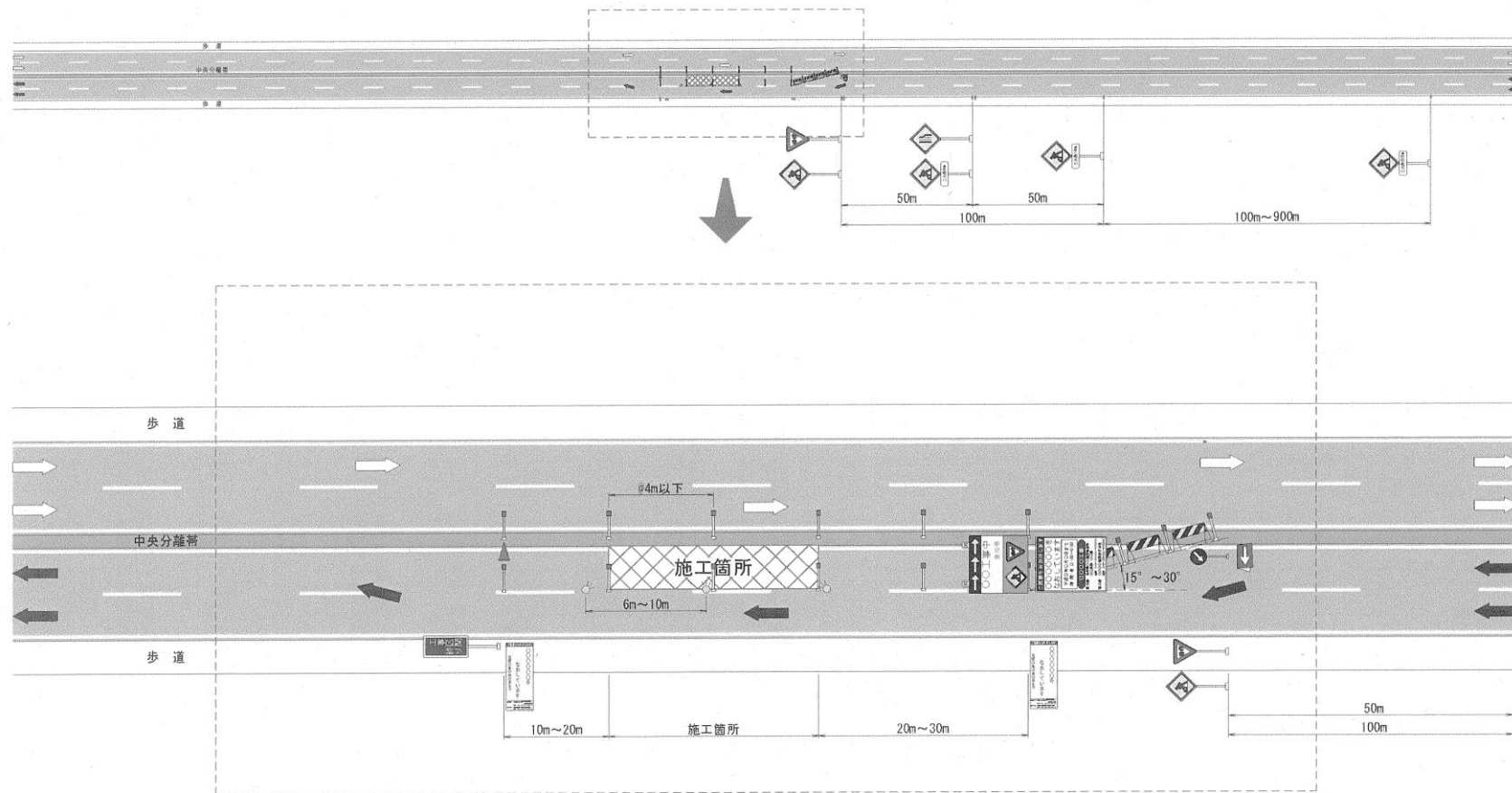


A-3 型標準図

4車線以上 車道打換舗装（当日開放の場合）

片側一車線以上通行可

夜間（昼間）



注

- (1) 「道路工事中 (213)」「工事予告 (501)」の設置数、距離については、交通量、渋滞長その他、現地の状況によって定めること。
- (2) 昼間作業は、「照明灯」と「赤色灯」に代えて、「カラーコーン」としても良い。
- (3) 交通量の状況により「電光表示板」を「道路工事中 (213)」「徐行 (329)」「回転灯」に代えることができる。

